

令和 2 年度 9 月補正予算の概要 (一般会計)

1 補正予算（第 7 号）の規模

451,000千円を増額 補正後の額 20,819,000千円

2 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止事業に係る所要額（各種支援施策・第 5 弾）を計上するもの。（拡充 2 件，新規 6 件）

また，今年度事業中止に係る減額補正を行う一方，新たに「とうほく街道会議実行委員会」等への補助金や市道維持管理に要する追加経費に加え，元年度決算剰余金相当額の積立金を補正計上するもの。

3 歳入歳出（款別）内訳について

（単位：千円）

歳入（款）	補正額	歳出（款）	補正額
15 国庫支出金	26,102	2 総務費	405,296
16 県支出金	53,790	3 民生費	44,319
18 寄附金	29,939	4 衛生費	△1,913
19 繰入金	6,998	7 商工費	69,270
20 繰越金	396,070	8 土木費	△78,809
21 諸収入	△3,999	9 消防費	1,023
22 市債	△57,900	10 教育費	11,814
計	451,000	計	451,000

4 主な事業について

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る各種支援策（第5弾）について

- ① 公共施設来場者の体温測定の実施（拡充） 1, 800千円
庁舎、各公民館等で実施予定としている来場者への体温測定について、各出張所においても実施するため、サーマルカメラ購入費等所要額を計上するもの。
【出張所費】
- ② 感染症予防対策事業（拡充） 6, 798千円
飛沫感染予防の観点から、市内公共施設の職員用事務机や公民館図書室の学習机等にデスクパーテーションを設置するほか、人権・行政・生活相談所における電話相談の充実を図るため、通信機器購入費等所要額を計上するもの。
【財産管理費 5,361千円 諸費 207千円、公民館費 1,230千円】
- ③ 児童福祉施設職員及び幼稚園職員慰労金支給事業 28, 050千円
新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前から、現下におけるまで、自身への感染リスクを抱えながらも、保育業務等が求められた市内対象施設に勤務する職員（市職員については、会計年度任用職員のみ）に対し、一人当たり5万円の「慰労金」を支給するもの。
（対象施設：公立保育所、認可保育所、認可外保育所、児童クラブ、公立幼稚園、私立幼稚園）
【児童福祉総務費 21,500千円、幼稚園管理費 6,550千円】
- ④ 経済支援対策事業（事業継続支援事業） 80, 000千円
県の「新型コロナウイルス感染症対応事業者支援補助金（33,000千円）」を活用して、本年7月から12月のうちのひと月の売上高等が、前年同月と比較して20%以上減少している事業者に対し、新たに一律20万円を支給するもの。
【商工振興費】
- ⑤ 市税等キャッシュレス収納改修業務（基幹系システム改修事業） 766千円
現状、コンビニ収納を行っている市税収納について、店頭での現金授受機会を削減するよう、いわゆるスマホ収納機能（スマートフォンによるバーコード読取）を導入するもの。【情報化推進費（繰越明許費）】
- ⑥ 町内会館感染症予防対策事業 10, 455千円
各地区町内会館（47施設）の衛生環境改善のため、空気清浄機や非接触型体温計等を整備するもの。【自治振興費】

⑦ 「教育支援体制整備事業費交付金」活用事業 500千円

本交付金（国費 500 千円）を活用し，市立幼稚園において，感染症拡大防止（3密防止）のため，幼児用テーブル等を購入するもの。

【幼稚園管理費】

⑧ 「県産牛肉学校給食提供支援事業費補助金」活用事業 13,306千円

本補助金（県費 13,306 千円）を活用し，新型コロナウイルスの影響でインバウンドや外食需要の減少により消費が落ち込んでいる「牛肉」の需要を喚起するため，学校給食に食材として取り入れるもの。

【給食センター管理費】

(2) 企画調整事務 1,200千円

新たに「とうほく街道会議実行委員会」及び「花火プロジェクト実行委員会」への補助金を交付するもの。

【企画費】

(3) 市道維持管理事業 31,396千円

市道舗装補修工事等に係る所要額の計上に加え，今後の事業費等を積算するため，各種調査業務を実施するもの。

【道路維持費】

(4) 財政調整基金費（歳計剰余金処分相当額）362,000千円

「富谷市財政調整基金条例」第3条の規定に基づき，積立金を計上するもの。

【財政調整基金費】

(国民健康保険特別会計)

1 補正予算（第2号）の規模

18,275千円を増額 補正後の額4,166,640千円

2 概要

令和元年度決算額の確定等に伴い歳入・歳出それぞれ所要の予算措置を講ずるもの。
あわせて、令和3年度各種事業に係る債務負担行為を設定するもの。

3 歳入歳出（款別）内訳について

(単位：千円)

歳入（款）	補正額	歳出（款）	補正額
6 繰入金	△10,221	6 基金積立金	16,749
7 繰越金	28,496	8 諸支出金	1,526
計	18,275	計	18,275

4 主な内容について

(1) 歳入

- ①財政調整基金繰入金による財源調整 △10,221千円
- ②令和元年度国民健康保険特別会計決算に伴う剰余金 28,496千円

(2) 歳出

- ①財政調整基金への積立金 16,749千円
- ②令和元年度事業実績の確定に伴う国及び県への返還金 1,526千円

(介護保険特別会計)

1 補正予算（第3号）の規模

56,629千円を増額 補正後の額 2,919,318千円

2 概要

令和元年度決算額の確定等に伴い、歳入・歳出それぞれ所要の予算措置を講ずるもの。

3 歳入歳出（款別）内訳について

(単位：千円)

歳入（款）	補正額	歳出（款）	補正額
3 国庫支出金	20	3 地域支援事業費	100
4 支払基金交付金	27	4 基金積立金	46,589
5 県支出金	13	6 諸支出金	9,940
8 繰入金	13		
9 繰越金	56,556		
計	56,629	計	56,629

4 主な内容について

- (1) 令和元年度決算に伴う剰余金繰越金 56,556千円
- (2) 令和元年度繰越金の介護給付費準備基金への積立金 46,589千円
- (3) 令和元年度事業実績額の確定に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金及び市負担分に対する繰出金
 - ① 支払基金に対する地域支援事業費負担金返還金 3,298千円
 - ② 市負担分に対する一般会計繰出金 6,642千円

(後期高齢者医療特別会計)

1 補正予算(第1号)の規模

9,004千円を増額 補正後の額383,219千円

2 概要

令和元年度決算額の確定等に伴い、歳入・歳出それぞれ所要の予算措置を講ずるもの。

3 歳入歳出(款別)内訳について

(単位：千円)

歳入(款)	補正額	歳出(款)	補正額
4 繰越金	9,004	2 後期高齢者医療広域連合納付金	8,648
		4 諸支出金	356
計	9,004	計	9,004

4 主要内容について

(1) 歳入

令和元年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う剰余金 9,004千円

(2) 歳出

①令和元年度保険料分に係る広域連合納付金 8,648千円

②事務費に係る一般会計繰出金 356千円

(下水道事業会計)

1 補正予算(第2号)の規模

収益的収入	7,115千円を減額	補正後の額	1,120,540千円
収益的支出	1,964千円を増額	補正後の額	1,053,199千円
資本的収入	12,120千円を増額	補正後の額	318,703千円
資本的支出	3,681千円を増額	補正後の額	456,396千円

2 概要

下水道施設の修繕・交換工事が必要となったため、補正するもの。
とちの木地区開発に伴う下水道事業費寄附金を補正するもの。

3 歳入歳出内訳について

(単位：千円)			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収益的収入			
1. 下水道事業収益	1,127,655	△7,115	1,120,540
2. 営業外収益	569,776	△7,115	562,661
収益的支出			
(単位：千円)			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 下水道事業費用	1,051,235	1,964	1,053,199
1. 営業費用	1,005,100	1,925	1,007,025
2. 営業外費用	37,775	39	37,814
資本的収入			
(単位：千円)			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 資本的収入	306,583	12,120	318,703
2. 寄附金	1	1,671	1,672
3. 他会計出資金	60,625	10,449	71,074
資本的支出			
(単位：千円)			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 資本的支出	452,715	3,681	456,396
1. 建設改良費	218,901	3,681	222,582

4 主な事業について

ひより台第3汚水中継ポンプ場破砕機駆動装置修繕工事	8,400千円増額
上桜木1号マンホールポンプ場水位計交換工事	825千円増額
原下マンホールポンプ場No.2ポンプ交換工事	2,365千円増額
成田第一汚水中継ポンプ場軸封水ポンプ交換工事	491千円増額

(水道事業会計)

1 概要

令和3年度を期間とする債務負担行為を設定するもの。

2 主な内容について

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり定めるもの。

事項	期間	限度額
水道用計装設備保守点検業務委託	令和3年度	7,183 千円
受水用配水池兼送水ポンプ場他 保守管理点検業務委託	令和3年度	2,112 千円
水道監視システム保守管理点検 業務委託	令和3年度	678 千円